

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員  
監査公表五件

## 福島県監査委員

### 監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成28年 2月12日

福島県監査委員	柳 沼 純 子
福島県監査委員	宮 下 雅 志
福島県監査委員	美 馬 武 千 代
福島県監査委員	尾 形 克 彦

- 1 監査実施期間 平成27年10月27日～平成28年1月22日
- 2 監査対象機関 公所36か所
- 3 監査の結果

監査は、東京事務所ほか24機関については平成26会計年度の財務に関する事務、二本松工業高等学校ほか10機関については平成26会計年度及び平成27会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
東京事務所	平成27年11月6日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年10月2日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
中央児童相談所	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年11月27日

県中児童相談所	平成28年1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年11月10日
会津児童相談所	平成27年11月10日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年10月6日
浜児童相談所	平成28年1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年10月14日
総合療育センター	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年10月21日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
テクノアカデミー会津	平成27年10月28日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年9月8日
テクノアカデミー浜	平成27年11月11日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年10月8日
ハイテクプラザ	平成27年11月5日	美馬武千代		実地監査	平成27年9月16日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
林業研究センター	平成28年1月19日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成27年11月27日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北流域下水道建設事務所	平成28年1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年11月17日
県中流域下水道建設事務所	平成28年1月19日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成27年11月20日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
南会津教育事務所	平成27年10月28日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年9月10日
相双教育事務所	平成28年1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年10月27日
教育センター	平成27年10月27日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年9月15日

美術館	平成27年10月27日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年9月15日
博物館	平成27年11月10日	美馬武千代	尾形 克彦	実地監査	平成27年10月7日
福島明成高等学校	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年11月10日
福島工業高等学校	平成28年1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年10月23日
二本松工業高等学校	平成28年1月19日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成27年12月15日
あさか開成高等学校	平成28年1月7日	宮下 雅志	尾形 克彦	実地監査	平成27年12月1日
須賀川高等学校	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年12月4日
須賀川桐陽高等学校	平成28年1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年12月8日
長沼高等学校	平成28年1月8日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成27年12月4日
岩瀬農業高等学校	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年10月16日
白河高等学校	平成28年1月8日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成27年12月2日
白河実業高等学校	平成27年11月5日	美馬武千代		実地監査	平成27年9月15日
葵高等学校	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年12月3日
会津工業高等学校	平成28年1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年10月6日
喜多方桐桜高等学校	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年11月6日
いわき海星高等学校	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年10月7日
勿来工業高等学校	平成28年1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年10月21日
郡山萌世高等学校	平成28年1月7日	宮下 雅志	尾形 克彦	実地監査	平成27年12月1日
あぶくま養護学校	平成28年1月7日	宮下 雅志	尾形 克彦	実地監査	平成27年12月1日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・行政財産使用料及び行政財産使用に伴う管理経費の調定に1か月以上遅延しているものがある。(会津工業高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
猪苗代警察署	平成28年1月22日	柳沼 純子	美馬武千代	書面監査	平成27年12月9日
南会津警察署	平成28年1月21日	宮下 雅志	尾形 克彦	書面監査	平成27年12月2日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。  
(監査総務課)

**監査公表第2号**

平成27年9月18日監査公表第16号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年2月12日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 27財第1514号  
 平成27年10月15日

福島県監査委員 小 桧 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 様

福島県知事 内 堀 雅 雄 団

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成27年9月3日付け27福監第147号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 相 双 建 設 事 務 所  
 監査対象年度 平 成 26 年 度  
 監査実施年月日 平 成 27 年 8 月 20 日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                      建物貸付料の調定期が著しく遅延しているものがある。</p> <p>「事実」                      甲株式会社の年間建物貸付料278,177円について、平成26年4月1日付けで調定すべきところ平成27年3月30日に調定している。さらに、平成27年度分貸付料278,177円についても、職員調査日現在調定がなされていない。</p> <p>「是正・改善等の意見」                      歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行うこと。</p>	<p>平成27年度分年間貸付料については、平成27年7月3日に収入調定を行い、平成27年7月17日に収納しました。</p> <p>今後は、調定遅延防止のため、組織内の情報の共有化と複数職員によるチェックを徹底し、関係規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>

- 2 監査対象機関 福 島 空 港 事 務 所  
 監査対象年度 平 成 26 年 度  
 監査実施年月日 平 成 27 年 7 月 9 日

指 摘 事 項	措 置 状 況
---------	---------

<p>「指摘事項」 内部牽制が不完全であり、債権管理回収に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 株式会社甲の福島空港敷地使用に伴う年間使用料1件1,353,150円について、組織としてのチェック体制が機能せず、収入未済となっていることを把握しないまま、督促など必要な措置を講じなかったため、納入は遅延し、平成26年10月10日となった。</p> <p>「是正・改善等の意見」 事務の執行に当たっては、関係規程に基づき適正に事務処理を行うとともに、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を確立すること。</p>	<p>事務の執行においては、今後、財務会計システムによる収入未済を管理職が自ら確認するなど事務の執行管理が的確に行われるよう、主担当、副担当等複数職員による内部チェック機能を確立することとし、関係規程に基づき適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>
--	---

(監査総務課)

監査公表第3号

平成27年9月18日監査公表第17号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年2月12日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 27病第621号  
 平成27年10月30日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭 様  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一 回

定期監査結果に関する措置状況について（通知）

平成27年9月3日付け27福監第148号で報告のあった県立病院事業に関する定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により措置状況を別紙のとおり通知します。

(別紙)

定期監査結果に関する措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>宮下病院</p> <p>「指摘事項」 病院の防火体制に係る関係機関への届出事務について不適切なものがある。</p> <p>「事実」 関係機関に届出が必要とされる防火管理者選任（解任）及び消防計画作成（変更）について、関係機関などからの指導があったにも関わらず事務手続がなされていない。</p>	<p>未届出であった防火管理者の選任（解任）届出、消防計画の変更届出については、速やかに作成し、平成27年8月28日付けで関係機関に届出を行いました。</p> <p>今後は、防火体制に係る関係機関への届出事務について、関係法規に基づき適切な事務処理</p>

<p>「是正・改善等の意見」 防火体制に係る関係機関への届出については、関係法規に基づき速やかに事務手続を行うこと。</p>	<p>が行われるよう職員への周知を図るとともにチェックを徹底し、確実な事務の執行に努めてまいります。</p>
<p>南会津病院</p> <p>「指摘事項」 単身赴任手当の支給に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 平成26年4月1日付け新規採用された職員Aに対して、単身赴任手当の支給対象外職員であるにも関わらず、当該手当を平成26年5月から平成27年3月までの11か月間、総額319,000円を誤謬支給している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 職員手当支給の認定に当たっては、制度の趣旨並びに関係条例、規則及び運用基準を正しく理解し、誤謬が生じないように内部チェック体制を確立し、適正に処理すること。</p>	<p>平成27年6月18日に、当該指摘内容について、受給者に事情説明を行いました。誤謬支給額が大きいため、返納の方法等について職員と調整を行っています。</p> <p>今後は、かかることのないよう、手当の認定にかかる基準等を正しく理解するとともに、チェック体制を見直し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、定期的な手当の確認を行い、適正な手当支給の管理に努めてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第4号

平成27年11月10日監査公表第18号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年2月12日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 27財第2048号  
 平成27年12月21日

福島県監査委員 美 馬 武 千 代 様  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成27年10月27日付け27福監第178号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 文書管財総室  
 監査対象年度 平成26年度  
 監査実施年月日 平成27年9月9日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 歳入の調定期限に3か月以上遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 職員公舎敷地を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで貸し付けるに当た</p>	<p>関係規程に基づき適正な時期に調定を行うよう歳入のチェックリストを作成することとし、併せて同リストにより課内で調定の状況を確認するようチェック体制を構築しました。</p>

り、その貸付料801,983円の調定を平成27年3月11日に行っている。

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に調定を行うとともに、調定時期の遅延を防止するチェック体制を構築すること。

「指摘事項」

私立学校等に対する高等学校等就学支援金の事務手続について、著しく適切でないものがある。

「事実」

平成26年度の高等学校等就学支援金の事務手続において、交付申請の精査等の確認不足により、認定申請等に対する通知漏れ1,438件及び支給誤り14件（過払7件398,340円、未払7件381,954円）が生じている。

「是正・改善等の意見」

高等学校等就学支援金の事務手続に当たっては、チェック体制の強化を図るとともに、関係規程に基づき適正に執行すること。

- 1 通知漏れへの対応  
認定申請等に対する通知漏れについては、各学校を通じて対象生徒に対し通知しました。
- 2 支給誤りへの対応  
通知漏れ等による支給誤りについては、各学校等に対して正当支給額を通知しました。  
支給誤りに係る追加支給等については、関係機関と調整が整い次第支給等を行う予定です。
- 3 再発防止策  
高等学校等就学支援金の事務処理については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律、同法施行規則等の関係規程を遵守するとともに、担当者及び担当者以外の職員による複数回の審査・確認に加え、管理職による確認を徹底することとしました。  
今後は、チェック体制を強化し、通知漏れや支給誤りがないよう再発防止に努めてまいります。

- 2 監査対象機関 生活環境総室  
監査対象年度 平成26年度  
監査実施年月日 平成27年9月8日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 歳入予算科目に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 環境創造センター三春町施設用地使用料について、歳入科目に誤りがある。</p> <p>(正) (款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 行政財産使用料 (節) 土地使用料</p> <p>(誤) (款) 財産収入 (項) 財産運用収入 (目) 財産貸付収入 (節) 土地貸付料</p> <p>「是正・改善等の意見」 歳入の受入れに当たっては、歳入科目を確認の上、適正な事務処理に努めるこ</p>	<p>歳入受入れに係る歳入科目誤りの再発防止を図るため、次の取組を実施することとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入事務に当たっては、公有財産関係の担当者も財産関係の収入調書の歳入科目をチェックすることとし、科目の誤りがないか確認する。</li> <li>・出納整理期間において、収入調書と月次管理資料等との突合を行い、歳入科目等の再確認を行う。</li> </ul>

と。

- 3 監査対象機関 自立支援総室  
 監査対象年度 平成26年度  
 監査実施年月日 平成27年9月1日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                      心身障害者扶養共済制度に係る年金の給付事務に著しく適正を欠くものがある。</p> <p>「事実」                      心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者1名について、平成18年3月支給分の支出額算定の根拠となる一覧表に、本来2口分の金額を記載すべきところ、誤って1口分の金額を記載し、以後、台帳と照合することなく支出を継続していたため、平成17年12月から平成27年7月までの116月分、232万円の年金が未払となっている。</p> <p>「是正・改善等の意見」                      心身障害者扶養共済制度に係る年金の給付事務については、台帳に照らし、正確を期すこと。</p>	<p>未払の年金については、平成27年9月4日に支払を行いました。</p> <p>今後は、年金給付の事務処理に当たり、支出額算定の根拠となる一覧表と台帳との照合を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

- 4 監査対象機関 県中建設事務所  
 監査対象年度 平成26年度  
 監査実施年月日 平成27年8月26日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                      自動車燃料購入単価契約の事務手続において、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」                      あぶくま高原道路管理事務所の上半期の自動車燃料単価契約において、見積書の記載内容の確認を怠り、軽油引取税額を含む見積書と含まない見積書を比較したため、単価の高い見積者を落札者と決定した。</p> <p>「是正・改善等の意見」                      自動車燃料購入の単価契約においては、見積書の記載内容を明示するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>平成26年5月に当該事実が判明したことから、速やかに当該契約を終了させ、見積合わせを適正な内容により改めて実施しました。</p> <p>今後、見積書の提出を依頼する際は、軽油の金額の記載方法を仕様書で指定するとともに、「軽油の単価については軽油引取税を含む」旨を明示した見積書の様式を提示することとしました。また、事務の執行に当たっては、複数職員によるチェックを徹底することとし、関係規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>

- 5 監査対象機関 南会津建設事務所  
 監査対象年度 平成26年度  
 監査実施年月日 平成27年8月24日

指 摘 事 項	措 置 状 況



## 「指摘事項」

建設業許可手数料の証紙収入において、額の不足しているものがある。

## 「事実」

株式会社甲の更新の建設業許可申請において、一般建設業及び特定建設業の更新の建設業許可申請であることから、各々の許可の区分に係る更新の建設業許可申請手数料（5万円）を収入証紙で納入させるべきところ、一般建設業のみの更新の建設業許可申請であると誤認したため、納付させるべき建設業許可申請手数料の額が不足している。

正当納付額	100,000円
既納付額	50,000円
不足額	50,000円

## 「是正・改善等の意見」

建設業許可申請手数料の納付に当たっては、関係規程に基づき、適正に納付させること。

建設業許可手数料の納付不足については、平成27年7月9日に50,000円の収入証紙の納付を受け、関係規程に基づき処理いたしました。

今後は、証紙収入について管理職員及び担当職員の理解徹底を図るとともに、新たにチェックシートを作成し、申請書類の確認・審査を徹底することとし、関係規程に基づき、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。

(監査総務課)